

経済的威圧など経済安全保障上の重要政策に関する提言

令和5年10月27日
自由民主党政務調査会
経済安全保障推進本部

1. はじめに

足下、中国政府によるガリウム及びゲルマニウム関連品目の輸出管理措置の実施や、我が国産水産物に対する科学的根拠に基づかない輸入停止措置が続いている。

歴史を振り返れば、例えば、2010年に実施されたレアアースの対日輸出制限や、2010年後半から続いたノルウェー産サーモンの輸入制限、2012年から実施されたフィリピン産バナナの輸入制限など、経済的威圧とされる事例は、枚挙にいとまがない。

経済的威圧の定義は国際的にも一律的に確立されている状況ではないものの、一般的には、経済的威圧は、経済的脆弱性や経済的相互依存関係などの非軍事的な力を悪用する形で卑劣にも「武器化」し、他国に圧力をかけることにより、他国の主権に属するべき自主的な外交政策や国内政策の意思決定や健全な経済発展を阻害し、他国の政策を自国に有利な形に変更させようとする試みといえることができる。

その手段は、経済的威圧とされている過去の事例を分析すれば、モノの輸出入制限などの貿易制限措置、査証発給制限や在留邦人の拘束など人の移動や身体に関する制限措置、在留企業に対する営業停止処分や不買運動など企業の営業活動に対する制限措置、開発援助の一時停止などカネの流れに対する制限措置など、多岐に亘っている。さらに、その手段を行使するに当たっては、検疫上や治安悪化の懸念等を口実に、国際法上あたかも正当な措置であるかの如く「偽装」するなど巧妙な手口となっている上、対象国の国民のみならず国際世論や自国民をも対象とした偽情報を含む不透明な影響力を行使したり、非国家主体を非公式に動員しているとの疑いも禁じ得ない。

このような経済的威圧は、戦後、我が国が享受し、一貫して擁護してきた、自由で

開かれ安定した国際経済秩序に対する重大な挑戦であるのみならず、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値や国際法に基づく国際秩序をも棄損するものであり、断固として認めることはできない。また、今後の我が国の平和と安全や経済的繁栄等の国益を守り抜くためにも、当然、経済的威圧を許してはならないのは言うまでもない。

経済的威圧に対処するにあたり重要なことは、国際ルールを逸脱した相手国の土俵に我が国が不用意に乗らないことであり、国際秩序を維持・擁護する立場を明確にし、国際社会の団結した支援により抑止力と対処力を国際法と整合的な形で合理的かつ抜本的に向上させることである。一方で、国際社会が時代を画する変化に直面し、自由で開かれた安定的な国際秩序が挑戦を受ける中で、絶えず国際社会の安定と発展のためのあるべき国際ルール形成に柔軟かつ積極的に関わっていくことも必要である。

そのため、我々はまず、WTO等の多国間通商体制に象徴される自由で開かれ安定した国際経済秩序の擁護者として、経済的威圧は許さないとの断固たる意志を国際社会に高らかに示すとともに、経済的威圧に対する取組を平時から進めつつ、いざ経済的威圧を受けた場合における国際的なルールの下での対応を戦略的に検討・準備しておく必要がある。その際、具体的な措置を講じる必要が生じた際に備え、国際共同歩調をとる必要から、各国法制度の分析と我が国との差を十分に分析評価し、国際法と整合的な形で、そのギャップを管理し解消していく努力が必要であるのと同時に、我が国の重要な産業が直面する経済安全保障上のリスクを網羅的に、不断に点検していくことが重要である。同時に、我が国が有する重要な技術についても、我が国の自律性や不可欠性を確保する観点から、その流出を防ぐため、研究セキュリティ・インテグリティ¹の取組を強化することが喫緊の課題である。

これまで、政府は、昨年12月に閣議決定された国家安全保障戦略において、「外国からの経済的威圧に対する効果的な取組を進める」と決定している。また、本年5月にG7広島サミットでとりまとめられた「経済的強靱性及び経済安全保障に関するG7首脳声明」においては、G7は、「WTOにおけるものを含む既存の協働の取組の重要性を

¹ 2023年5月に発出されたG7科学技術大臣会合コミュニケには、「研究セキュリティと研究インテグリティ対策による信頼ある科学研究の促進」との項において、「我々は、開放性は基礎をなすもの、セキュリティは不可欠なもの、自由とインテグリティは極めて重要なものとする。G7は、世界的な研究セキュリティと研究インテグリティのための共通の価値観及び原則並びにそれらの普及の重要性を再確認する。」と記載されている。

認識しつつ、経済的威圧に対する共同の評価、準備、抑止及び対応を強化するため、「経済的威圧に対する調整プラットフォーム」を立ち上げ、連携を強化していくとともに、G7以外のパートナーとの協力をさらに促進していく」とされている。

このように国内的にも国際的にも、経済的威圧に対する意識の醸成や対応には一定の進展が見られるところであるが、その取組をより具体化し、加速化していくため、自由民主党経済安全保障推進本部(以下、当本部)は、(1)経済的威圧(EC)に対する考え方について、平時における取組、我が国が経済的威圧を受けた場合の取組、第三国が経済的威圧を受けた場合の取組に分けた上でとりまとめた。

また、昨今相次ぐ重要インフラへのサイバー攻撃や技術流出事案の発生を踏まえれば、我が国の重要な産業や大学・研究機関における経済安全保障上の対応に万全を期す必要があることから、(2)我が国の重要な産業のリスク点検の在り方(RA)や研究セキュリティ・インテグリティ(RS/RI)の強化に向けた取組の方向性についてもとりまとめた。

なお、当本部は累次の提言で、「セキュリティ・クリアランス(SC)」、「サイバーセキュリティ(CS)」、「経済インテリジェンス(EI)」、「戦略コミュニケーション(IO)」、「偽情報対策(DI)」の着実な整備を求めたが、経済的威圧への対応では基盤的機能となるため、改めてその着実な整備を求める。

2. 経済的威圧(EC)

(EC対応の意志・方針)

政府は、国際的なルールの下で、G7をはじめとする同志国等と連携し、経済的威圧に対して、正々堂々と毅然とした態度を持って、戦略的に対応するため、経済的威圧に関して断固たる国の意志やそれに対する方針を明示的に国内外に示すべきである。

2—1. 平時における取組

2—1—(1) 我が国の経済の自律性向上と優位性・不可欠性確保

(サプライチェーン強靱化)

経済的威圧の試みは失敗に終わることを威圧国に対して認識させ、経済的威圧を思いとどまらせるためには、経済的威圧による被害を低減できるよう、我が国の経済の

自律性を向上させ、ひいては、経済の優位性や不可欠性を確保することが重要である。自律性を向上させる観点からチョークポイントを克服するためには、統計情報の活用や産業界等からのヒアリングを通じて、重要な物資に係るサプライチェーンを精緻に分析した上で、サプライチェーンを強靱化することが大前提である。

(経済安保推進法活用)

まずは、昨年12月に経済安全保障推進法に基づき特定重要物資として指定された半導体、蓄電池、重要鉱物、抗菌薬等の11物資について、国内供給基盤の整備や備蓄を進めるため、令和4年度補正予算で措置された予算を効率的に活用すべきである。その上で、不断のサプライチェーンの点検・評価を実施し、必要に応じて、更なる特定重要物資を指定し、財政措置を講ずるべきである。

(多国間サプライチェーン協力)

また、我が国の経済の自律性や優位性等を確保する観点から重要な物資や技術を確保するに当たっては、代替物資の確保や供給源の多様化に向けた研究開発や外交的努力も欠かすことのできない課題であり、公正な市場・事業環境の整備などを含め、着実に取組を進める必要がある。具体的には、二国間・多国間での枠組みを通じたサプライチェーン協力など、G7をはじめとする同志国等との連携を図るべきである。例えば、代替物資サプライヤーのマッチングのための連携を同志国間で進める努力をすべきである。

(リスク点検と研究セキュリティ・インテグリティ強化)

その際、下記「3. 我が国の重要な産業や技術に対する守りの強化」に記載の通り、我が国の重要な産業が直面する経済安全保障上のリスクを網羅的に、不断に点検しつつ、研究セキュリティ・インテグリティを強化することを通じて、我が国が抱える脆弱性を克服し、自律性の向上、優位性・不可欠性の獲得を目指すことが重要である。

2-1-(2) 産業界等との連携

(官民連携)

経済的威圧とされている過去の事例を見れば、威圧国は、対象国の政府に対して直接働きかけるのではなく、対象国の産業界等に対して、経済的手段を用いた圧力をかけることを通じて、対象国の外交政策や国内政策の変更を企図している。よって、経済的威圧に効果的に対応するためには、産業界等との信頼関係に基づく、緊密な官民連携の下で対応することが必要不可欠である。

(重要物資の監視・EC早期警戒システム)

そのため、政府として、重要物資の監視や経済的威圧に対する早期警戒を実施す

る体制を強化すべきである。また、それに当たっては、産業界等からの情報提供が重要であり、在外公館やJETROを活用して、産業界等からの通報窓口を設置すべきである。その際には、産業界等が安心して率直な情報共有ができる制度設計とすべきである。

(産業界への情報提供)

また、産業界等による意識を向上させる観点から、政府から産業界等に対しては、経済的威圧とされている過去の事例なども含めた積極的な情報提供・啓発活動を行うべきである。

(貿易保険制度活用促進)

さらに、経済的威圧の対象となりうる産業等におけるリスク管理に係る自助努力への後押しも強化すべきである。具体的には、まずは、世界情勢の動向に応じた貿易保険制度の強化を図ると共に、産業界に対しては、その積極的な活用など、経済的威圧を受けた場合の損失を低減させる平素からの「自己防衛策」も周知するべきである。

2-1-(3) 国際秩序やルール形成に向けた取組

(戦略的コミュニケーション)

経済的威圧に対する取組を効果的に行っていくためには、我が国だけで対応するのではなく、G7をはじめとする同志国等とともに、威圧国に対してメッセージを伝えるとともに、偽装や情報戦など不透明な影響力行使が横行する中で、正当かつ正統な根拠に基づく適切かつ合理的なメッセージングを国際社会に発信していくことが重要である。そのため、平時から政府における戦略的コミュニケーションの体制と機能の強化を改めて求める。

(G7-EC調整プラットフォーム)

まずは、5月のG7広島サミットで我が国が議長国としてとりまとめた「経済的強靱性及び経済安全保障に関するG7首脳声明」で立上げが合意された「経済的威圧に対する調整プラットフォーム」が画餅に帰すことのないよう、当該プラットフォームにおいて、G7との早期警戒や情報共有を実効的かつ定期的実施しつつ、経済的威圧とされている過去の事例の研究を進めるべきである。

(グローバルサウス等)

その上で、潜在的に経済的威圧の脅威に晒されうる豪州、ニュージーランド、ASEAN、グローバルサウスなど、G7以外の国々に対しても、過去に行われた経済的威圧の事例やそれに対する対応策などを適切にアウトリーチすることにより、国際社会における経済的威圧に対する意識を醸成・向上させる必要がある。加えて、自由で開かれ

たインド太平洋構想の新たなプランや、グローバルサウス連携協力を積極的に推進するとともに、IPEFなどの地域的国際枠組みも積極的に活用すべきである。

(WTO改革等)

また、平素より輸出入先を多角化し、強靱なサプライチェーンを構築しておくため、中長期的な観点から、WTO等の多国間通商体制を維持・強化することが重要である。加えて、経済的威圧は国際法上あたかも正当な措置であるかの如く「偽装」する手段が取られることが多いことも踏まえ、WTO改革の旗を降ろすことなく、我が国としてルールに基づく自由貿易体制の維持に引き続き努めるべきである。

(有志国連携・他)

G7等の有志国連携を強化するとともに、供給途絶時に備え、EPAやFTA運用上の相互支援に対する取り組み、IPEF等の地域枠組みの活用を検討すべきである。また、アウェアネスを高めるため、HSコード分類のあり方を精査し、必要に応じた見直しを検討すべきである。

加えて、経済的威圧を受けた場合に備え、平素よりシミュレーションを実施すべきである。

2-2. 我が国が経済的威圧を受けた場合の取組

2-2-1 状況把握と被害の緩和

(状況把握と措置)

我が国が経済的威圧を受け、我が国の経済に損害が生じている場合には、まずは、産業界等と連携して、その状況を把握することが重要である。その上で、我が国の経済への影響を緩和するため、経済的威圧の態様に応じた適切な措置を講じるべきである。それには、代替輸入先や代替輸出先を確保するための外交努力や、民間の自助努力を阻害しない範囲での必要な財政措置も含まれ得る。

2-2-2 同志国等との連携

(G7枠組み等を活用した国際連携訴求)

実際に発生している経済的威圧に対して、威圧国に撤回を求めるに当たっては、我が国単独のみならず、G7をはじめとする同志国等とも協調して行うことが効果的である。その際には、「経済的威圧に対する調整プラットフォーム」も活用しつつ、威圧国の不当性や我が国の正当性を国際的に協調して訴求していくべきである。

(影響緩和等具体的措置)

また、経済的威圧の手段として、例えば、輸出制限措置が講じられた場合には、当該対象物資のフレンドショアリングを迅速に進め、威圧国の経済的威圧の影響を外交努力で緩和するなど、具体的な措置を通じて、威圧国に対して経済的威圧は効果的でない、更には自国のためにならない、とのメッセージングをしていくことが重要である。

2-2-(3) 国際的なルールに基づく対応

(国際ルールベース)

法の支配などの普遍的価値や国際経済秩序等を擁護する立場である我が国としては、産業界等との迅速な情報共有を通じて、不公正な貿易に関する情報収集をした上で、国際的なルールに基づく対応を実施し、我が国の立場の正当性を確保すべきである。

(WTOやRCEP枠組み等を活用した訴求)

それに当たっては、国際社会の中で、我が国の立場の正当性を躊躇することなく迅速かつ論理的に説明し、威圧国による経済的威圧の不当性を訴えるべきであり、国際的なルールの下で、適切な法的根拠や証拠を明確に示すことが極めて重要である。また、WTO紛争解決手続きなど、WTOやRCEPの国際的な多国間枠組み等を活用しつつ、我が国の立場の正当性を訴えることが重要である。

(具体的措置)

さらに、我が国として、必要な場合には、威圧国に対して戦略的に具体的措置を講ずるべきである。その際、我が国が講ずる措置が国際法上正当化し得るものでなければならぬ。具体的な措置の在り方については、当該経済的威圧の烈度や規模・態様に応じて、当該措置を講ずることによって威圧国から政策的譲歩が引き出せる可能性や、次なる経済的威圧を抑止できるかといった観点も含めて、我が国の既存の法制度に基づき、また必要な場合は制度整備を行い、個別具体的に検討すべきである。

(留意事項)

その際、当該措置を講ずることによるリスクとベネフィットを的確に分析評価できる環境を整備し、かえって悪影響が出るなどと言えないようスマートな措置とするべきである。さらに、そのような取組による威圧国の反応を合理的に見極める必要があることにも留意すべきである。一方で、我が国が講ずる措置に関してあらかじめ手の内を晒せば、潜在的な威圧国を利することになりかねないことから、厳格な情報管理の下で、必要に応じ、G7をはじめとする同志国等と連携しつつ、戦略的かつ合理的に検討・実施することが重要である。

なお、威圧国が報復措置として更なる経済的威圧を講じてきた場合においても、我が国は国際経済秩序等の擁護者として、あくまでも国際的なルールに基づいて我が国の正当性を毅然と訴えるべきであり、状況を適切に管理することが極めて重要である。

また、具体的な措置を講じる必要が生じた際に備え、国際共同歩調をとる必要から、各国法制度の分析と我が国との差を十分に分析評価し、国際法と整合的な形で、そのギャップを管理し解消していく努力が必要である。

2-3. 第三国が経済的威圧を受けた場合の取組

(戦略的コミュニケーション)

第三国が経済的威圧を受けた場合であっても、それが、法の支配などの普遍的価値や国際法に基づく国際秩序に加え、自由で開かれ安定した国際経済秩序を損なうおそれに鑑みれば、我が国として「対岸の火事」として軽視してはならない。また、我が国が経済的威圧を受けた場合の国際連携の重要性に鑑みても、当該被害国との丁寧なコミュニケーションを通じて、当該被害国の置かれた状況や被害の実態を把握した上で、G7をはじめとする同志国等とともに、経済的威圧に反対する旨のメッセージングを効果的に実施する必要がある。

(影響緩和等具体的措置)

また、経済的威圧の手段として輸入制限措置や輸出制限措置が講じられている場合には、G7をはじめとする同志国等と連携し、国際的なルールの下、我が国への影響も踏まえつつ、必要に応じて、その代替マーケットとして協力を行い、第三国の経済への影響を緩和する等、具体的な取組を進めるべきである。その際、被害国が経済的威圧に屈する誘因にかられることをできるかぎり防ぐため、被害国に対して、G7をはじめとする国際社会は被害国と共にあるとの連帯の意思を示すべきである。

3. 我が国の重要な産業や技術に対する守りの強化(RA)(RS/RI)

3- (1) 我が国の重要な産業におけるリスク点検の官民一体となった深化・定例化(RA)

(リスクアセスメントの必要性)

国際情勢の変化や技術の進展等、我が国をとりまく状況がめまぐるしく変化していく

中で、上記の経済的威圧への対応に係る文脈においても、自律性の向上、優位性・不可欠性の獲得の観点から、我が国の重要な産業が直面する経済安全保障上のリスクを網羅的に、不断に点検していくことが重要である。

(現状の取組)

これまで、政府においては、国家安全保障局を中心に政府全体で、リスク発生時の備えを万全とすべく、平素より脆弱性を克服するため、関係各省の局長級で構成される「経済安全保障重点課題検討会議」を定式化し、各省横断的に、リスクシナリオ等の点検を随時行うなど、我が国の重要な産業が抱えるリスクの洗い出しとそれに向けた対応策の点検が実施されてきている。

(リスク点検機能強化の必要性)

一方で、昨今相次ぐ重要インフラへのサイバー攻撃や技術流出事案の発生、主要供給国による重要物資の輸出管理措置の強化などをはじめとして、経済安全保障上のリスクが日々顕在化している。このような状況を踏まえ、点検をさらに効果的なものとしていく必要がある。

(機能強化の方向性—有識者参画)

具体的には、高度に複雑化しているリスク事象を的確に分析し、対応する必要があることを踏まえ、リスクシナリオの設定やその評価等について、その内容を各省にとどまらず、有識者との意見交換を交えるなど、客観的かつ専門的な見地から検証することによって、点検結果をより精緻なものとし、点検の信頼性を高めていくことが重要である。

(機能強化の方向性—産業界)

加えて、実際に経済活動を実施する主体である民間との密接な意思疎通も、リスク点検の取組を実効ならしめるために不可欠である。具体的には、各業界の実態を踏まえた視点を取り入れ、分析の解像度を高めるとともに、各業界に対して必要な情報共有を行い、経済安全保障上のリスクに関する意識醸成を図っていくなど、民間も主体的なプレーヤーとして参画しながら、お互いの信頼関係に基づき、官民一体となって連携してプロセスを進めていくことが、実効性ある点検とするための鍵である。

(機能強化の方向性—リスクシナリオ具体化)

まずは、これらの取組を通じて、リスク点検のプロセスを深化・定例化させていくべきである。その上で、新たなリスクの顕在化等を踏まえた不断の見直しにより、常にアップデートを続けなければ、適切なリスク点検たり得ないことを肝に銘じ、一過性の点検で終わらせるのではなく、引き続き、継続性のある点検としていくことが重要である。将来的には、より具体的なリスクシナリオの設定や、多角的かつ総合的なリスク分析を実施するなど、我が国の脅威となり得るあらゆる事象を想定し、点検をさらに発展させていくことを期待する。

3- (2) 研究セキュリティ・インテグリティの実効性の強化(RS/RI)

(RS/RI現状認識)

国際的な競争力を備え、重要な社会課題の解決のための活力ある研究システムを構築するためには、科学技術イノベーションとそれを支える研究活動の国際化やオープン化が大前提となる。一方で、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクの増大により、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性も高まっている。

(具体的事例)

こうした中、2023年6月15日、国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「産総研」という。)の職員が、不正競争防止法違反の容疑で逮捕されるという事案が発生した。

(RS/RI強化の必要性)

技術は我が国の自律性・不可欠性の重要な一部を構成するものであり、その流出は経済安全保障上の喫緊の課題である。 研究機関や大学における研究開発の成果について、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる国外流出を防ぐため、早急に研究セキュリティ・インテグリティの強化に取り組む必要がある。

(自由な研究環境を前提とした信頼関係構築)

研究セキュリティ・インテグリティの取組の強化に当たっては、当該取組は、全ての研究者が安心して研究に打ち込める環境の整備であり、研究者の自由な研究環境を守るための対策であることを周知し、十分に現場の研究者の理解を得た上で、政府と研究コミュニティの信頼関係を基に、実施主体となる大学や研究機関の規模や実情に応じた段階的な対応が必要かつ有効であると考えられる。

(機関の実情に応じた段階的対応)

具体的には、まずは、産総研をはじめとする特定国立研究開発法人については、最先端の機微な知見・技術情報が集積される環境にあることから、こうした情報の流出防止措置を徹底すべきである。 その上で、特定国立研究開発法人以外の国立研究開発法人についても、同様の取組について、実施の過程で得られた教訓やグッドプラクティスの提示と併せて、徹底することが重要である。 さらに、その他の研究機関や大学に対しては、これらの取組を参照し、機関の規模や実情に応じた取組を推進し、同時に以上の取組の実施に当たっての支援策も検討していくことが必要である。

(相談・通報・情報共有体制の構築)

研究機関や大学に対して求めるべき流出防止措置としては、第一に、人を介した機微技術の流出については、研究セキュリティ・インテグリティに関して個別の相談・通報の窓口や各担当部署が連携しスムーズに情報共有できるような体制を構築していくべきである。

(不正競争防止法対象情報明確化)

次に、各機関において重要な技術情報の保護の実効性を担保するため、これら情報の漏洩時に不正競争防止法の適用を図れるようにしておくことが効果的である。同法の適用のために必要となる該当情報の営業秘密としての管理を図る観点から、各機関において、管理対象となる情報の明確化を徹底することが重要である。

(第三者による客観的レビュー)

さらに、日々流動的に変化する国内外の情勢を踏まえ、研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクを的確に分析し、対策につなげるためには、最新情報を踏まえた指摘や、第三者機関・外部専門家による客観的なレビューが得られるような環境整備が必要である。

(定期的FU・貿易管理体制・英語化)

加えて、各機関における取組を研究現場にまで浸透させるためには、研究現場における研究セキュリティ・インテグリティに関する意識向上や人材育成も重要であることから、研究機関や大学において採用時・受入時に実施した、兼職や競争的研究費等の自己申告の定期的なフォローアップの機会の導入、安全保障貿易管理体制等の運用改善・構築のための支援事業等の充実を図っていくべきである。また、外国人研究者にも広く研究セキュリティ・インテグリティに関する取組への理解を促進する観点から、研修資料の英語化を進めることも有効である。

(研究コミュニティとの意思疎通)

研究セキュリティ・インテグリティの強化の取組は、研究の現場の研究者の十分な理解と継続的な取組が極めて重要であり、一朝一夕にはならないことを肝に銘じるべきである。上記のような取組を強化していくことが、我が国が有する重要な技術の流出を防ぐための試金石となるとの意識を持って、まずは、政府と研究コミュニティとの間における丁寧な意思疎通を図りつつ、両者が一体となって取組を進めることを期待する。

4. 終わりに

(ECに対する備え)

以上、自由民主党政務調査会経済安全保障推進本部として、経済的威圧に対する考え方等を取りまとめたところであるが、足下、経済的威圧により、法の支配などの普遍的価値や国際経済秩序等を揺るがしかねない状況が現在進行形で動いていることを踏まえれば、我が国の重要な産業についてのリスクを点検するとともに、研究セキュリティ・インテグリティを強化しつつ、経済的威圧に対する備えを固めるのは、国家としての焦眉の急を要する課題である。

(RA・RS/RI強化)

したがって、政府においては、本提言を踏まえ、我が国の重要な産業についての

スク点検を深化・定例化させるとともに、研究セキュリティ・インテグリティ²を強化しつつ、国際的なルールの下で、G7をはじめとする同志国等と連携し、経済的威圧に対して、正々堂々と毅然とした態度を持って、戦略的に対応することを求めたい。なお、経済安全保障に関連する幅広い政策課題についてわが国と各国との連携を更に強化していく観点から、バイやマルチの関係において「経済安全保障対話(仮称)」の枠組みを日本が主導して立ち上げていくことを政府に求める。

(官民連携の重要性)

今回提言した施策を推進していくためには、政府と産業界等が緊密に連携・協調し、また、国際社会との連携及び意識共有を図ることが必要不可欠である。すなわち、経済安全保障は、政府だけで取り組めば解決できるものではなく、産業界等においても、そのリスクに事前に対応しておくことが中長期的には自らのビジネスにも有利に働くことを理解し、まさに「自分事」として捉えた上で、政府と産業界等が、信頼関係の下で手を取り合い、国際社会とともに、取り組んで初めて実現できる課題である。

(経済安全保障の戦略策定)

その取組を加速化するため、産業界等や国際社会に対して政府の考え方を「見える化」することが重要であり、政府においては、これまでも累次に亘って自民党政務調査会経済安全保障推進本部として提言してきている具体的な経済安全保障の戦略を、潜脱を許さない限りにおいて、可及的速やかに策定すべきである。

(了)

² 将来的には外国からの不正な技術窃取をより効果的に防ぐ必要があると認識している。